

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年2月6日(月) 午前9時29分～午前10時25分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	菊地定邦	2	白居 裕	3	尾山満則	4	台越正洋
5	松本 強	6	菊地正夫	7	幸野登吉	8	上田健二
		10	山首憲市	11	沖田辰夫	12	石岡猶一
13	宮浦 実	14	矢野吉信	15	松長清雄	16	橋本英司
17	小川 健	18	水本福泉	19	丸井幸造	20	山本多喜男
21	垣見正志	22	西内清信	23	大本昭裕	24	武知 明
		26	富永眞二	27	坂 幹 幸	28	浅野誠司
29	竹林 均	30	土居 敏	31	永見計夫	32	上田栄一
33	西野洋一	34	吉岡きみ子	35	川本由紀美	36	城本豊子
37	上川千代香						
④	欠席委員	9	矢野正祥	25	堀井一男		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		武田主査(農地)					
⑦	農林水産課	津田課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会議の内容	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第12号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について					
		議案第13号 大洲市貸借料情報の提供について					
		議案第14号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第15号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	只今から平成29年第2回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は37名中35名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、9番 矢野正祥委員並びに32番 堀井一男委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、28番 浅野誠司委員と29番 竹林 均を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （主査兼農地係）	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、平野町野田の土地、畑3筆・計1,279㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、季節野菜などの栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦及び長男夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、柳沢の土地、樹園地1筆・1,895㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、栗の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人本人が必要な期間従事しています。</p> <p>3番、河辺町三嶋の土地、樹園地12筆・5,955㎡も贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、栗の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人本人及び父が必要な期間従事します。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
5番	<p>1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>1番案件は売買による所有権移転となります。</p> <p>申請地は、JR平野駅の南西に約600メートルの譲受人の自宅横にある畑3筆になります。</p>

	<p>譲渡人は、松山市に在住しており、農業経営を行っていないため、農地の処分を検討していたところ、申請地の近くに住む譲受人が規模拡大のため取得したいとのことで今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	続きますして、2番。
6番	<p>2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、親族である譲受人に対して贈与するものです。</p> <p>申請地は、元の柳沢小学校の東南約1.5kmにある栗畑になりますが、現在も良好な状態で管理されています。</p> <p>譲受人は、松山に住んでいますが、実家もある申請地付近に栗畑を所有しており、必要な期間、農業に従事しております。また、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	続きますして、3番。
30番	<p>3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、後継者である子どもへ贈与するものです。</p> <p>申請地は、河辺にあります「ふるさとの宿」の東約1.2kmにある畑12筆になりますが、栗が植えられており、現在も良好な状態で管理されています。</p> <p>申請人の親子は、松山に住んでいますが、年間を通して必要な期間、農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委員	(質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
（主査兼農地係）

失礼いたします。

議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の4ページから35ページを併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地1筆です。

申請地は市街地中心部付近にあり、国道56号線の大洲道路に近いことから、交通の便利が大変良く、また、付近には大型店舗が数多くあり、近隣に共同住宅が少なく、需要が見込める場所であるため、経営を行う目的で賃貸共同住宅を建築するものです。

申請地は、市内中心部から東北東に約3.2kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料4ページをご確認いただけたらと思います。

2番、肱川町名荷谷の土地15筆です。

申請地は、大洲市内の中心部から東に約20kmのところに位置し、山間部の農地で、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから、杉・クヌギ・ナラを植林するものです。

本案件につきましては、昨年11月の第11回定例総会において、農用地区域除外分についてご審議いただきました案件、及び、肱川町名荷谷の土地、畑2筆・1, 294㎡、田11筆・3, 674㎡でございます。農用地区域除外分につきましては、農振法11条公告がなされています。

除外後の農地区分は、農地の一定規模の集団性や公共施設等も近づくことなく、山間部の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料14ページをご確認いただけたらと思います。

なお、本案件は昨年の第11回定例総会におきまして、地元委員さんにご説明いたしましたとおり、平成18年頃に植林されており、このことについて始末書を提出されております。

この件につきましては、県へ違反転用事案報告書を提出する予定でおります。

以上、2件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

4 番

1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の4ページから13ページを参考にしてください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第金融機関からの融資にて着工するとのことであり、問題ないものと思われま

す。第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地には隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意は得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えま

す。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

続きまして、2番。

27番

2 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の14ページから35ページをご覧ください。本件につきましては、本年11月に開催されました第11回定例総会の「議案第86号農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件、及び、肱川町名荷谷の土地、畑2筆・1, 294㎡、田11筆・3, 674㎡でございます。調査の結果、第11回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準につきましては、その時の状況と変わっておりませんし、また、追加案件につきましても、調査報告書記載のとおりであり問題ないものと考えております。

一般基準の転用の確実性につきましては、先程事務局から説明がありましたように、1筆以外は違反転用しており、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地の周囲は、ほとんど山林に囲まれておりますし、また、隣接農地所有者からの同意も得ておりますので、特に問題ないものと考えております。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えま

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めま

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の36ページから55ページまでを併せてご覧ください。

1番、柚木の土地、191㎡の案件は、現在、賃貸住宅に居住しているが、子供も成長し手狭で不便であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

2番、柚木の土地、188㎡の案件は、現在、賃貸住宅に居住しているが、子供も成長し手狭で不便であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

3番、東若宮の土地、1,091㎡の案件は、大洲市で不動産業を営んでいるが、申請地は住宅地としての需要が見込めることから、宅地造成し分譲事業を行うため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、2番。

1番

それでは、1番案件から調査結果を報告いたします。

議案説明資料の36ページから42ページを参考にしてください。

申請地は、37・38ページの位置図のとおり、市役所から南東に約500mの柚木地区にある農地です。

まず、立地基準ですが、先程、事務局から説明がありまして、第3種農地ですので、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、39ページの地番地目図をご覧ください。周辺農地は譲り渡し人の農地ですので、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

続きまして、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の43ページから49ページをご覧ください。

申請地は、44・45ページの位置図のとおり、市役所から南東に約

500mの柚木地区にある農地で、1番案件の隣の農地になります。

まず、立地基準ですが、先程の事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、46ページの地番地目図をご覧ください。東側に農地が残りますが、譲り渡し人の農地ですので、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

続きまして3番。

3番

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の50ページから55ページを参考にしてください。

申請地は、51・52ページの位置図のとおり、市立図書館から北東に約180mのところにある農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、53ページの地番地目図のように北側と南側に農地が残りますが、周囲の同意は得られているとのことですので、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

2番

議案説明資料の39ページ地番地目図に、分譲宅地ではなく田と表示されていますが、このような形状で一般の人が買われる場合には、下限面積は3反ですが、この田を買った時点で宅地として一般の人も買えるということですか。

事務局（次長）

そういうことではございません。いつもご審議していただいている第5条につきましては、農地を農地以外のものにするということで、しかも、所有者本人がするのではなく、所有者以外の者が農地転用を行うという許可を求められて申請をされております。ですので、地番地目図にありますように、現状といたしましては、田であったり、畑であったり、樹園地であったりという、いわゆる農地として管理をされている場合において、それを農地以外のもの、住宅を建てるのであれば宅地になったり、駐車場にするのであれば雑種地になったり、植林をしたいということであれば山林になったりと、そういうものに変えていくということになります。面積については、いつもご審議をいただいております一般基準の第3号転用の確実性にありますが、第6番転用面積の妥当性になります。自己住宅につきましては500㎡以下であること、農家住宅になり

	<p>ますと、1,000㎡以下ということで面積の要件がございます。先程、ご質問の30aにつきましては、農地を農地のまま、いわゆる3条の譲渡だったり借りたりの場合には、譲渡を受ける者につきまして30a以上の農地を所有していないといけませんという規定がございますので、よろしく願いをしたらと思います。</p>
2番	<p>下限面積の30aを持っていない方でも、自己住宅のため土地を購入される場合において農地を買えるということですか。</p>
事務局（次長）	<p>そうでございます。農地として買うのではなく、自己住宅を建てられる場合は、農地から宅地に転用して、結果的に宅地として登記されることとなりますので、委員さんの言われるとおりでございます。</p>
2番	<p>はい。ありがとうございます。</p>
議長（会長）	<p>他にご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>議案第12号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。</p> <p>議案書4、5ページと併せて、議案説明資料56ページ及び57ページをご覧ください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました『祖母井種苗園芸株式会社』と『有限会社いのうえ果樹園』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。</p> <p>まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。</p> <p>①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること。</p> <p>②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること。</p> <p>③「構成員の資格」は、法人の構成員全員が議案書に記載されている8項目のいずれかに該当していること。</p> <p>④「経営責任者の要件」は、執行役員のお過半数が農業常時従事者で、かつその過半数が年間60日以上農作業に従事していること。</p> <p>以上の4点が確認事項となっています。</p> <p>祖母井種苗園芸株式会社は、昭和56年に設立され、主に野菜等の苗生産及び種・園芸資材の販売を行っています。</p>

	<p>①の「法人組織」は株式会社。②の農業及び関連事業の売上高が全体売上高の過半を占めていること。③の「構成員の資格」は2番に該当。④の「経営責任者の要件」は執行役員全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事していること。</p> <p>以上を確認しております。</p> <p>続いて、有限会社いのうえ果樹園は、平成16年に設立された法人で、主に果樹生産及びその加工品販売を行っています。</p> <p>①の「法人組織」は特例有限会社。②の農業及び関連事業の売上高が全体売上高の過半を占めていること。③の「構成員の資格」は1番及び2番に該当。④の「経営責任者の要件」は執行役員全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事していること。</p> <p>以上を確認しております。</p> <p>2法人ともに、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまます。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議はありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第13号「大洲市賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>議案第13号「大洲市賃借料情報の提供について」をご説明します。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>当議案では、農地法第52条の規定に基づく賃借料の動向に関する情報提供についてご審議をお願いするものです。</p> <p>情報は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までに農地法第3条許可、または農用地利用集積計画の公告により効力が発生した賃貸借契約の賃借料水準及び契約筆数ですが、最高額及び最低額につきましては省略しますので、後程ご確認をお願いします。</p> <p>「1 田の部」、</p> <p>旧大洲市は、平成27年が11,400円・73件で、平成28年は12,200円・43件です。</p> <p>旧長浜町は、平成27年が10,000円・5件、平成28年は事例なしです。</p> <p>旧肱川町は、平成27年が5,400円・9件であり、平成28年は9,600円・8件です。</p> <p>旧河辺村は、平成27年、28年ともに事例なしです。</p> <p>大洲市全体では、平成27年が10,200円・82件、平成28年は11,800円・53件となっています。</p> <p>続きまして、「2 畑の部」、</p>

旧大洲市は、平成27年が11,700円・60件で、平成28年は12,600円・71件です。

旧長浜町は、平成27年が5,900円・5件、平成28年は事例なしです。

旧肱川町は、平成27年が9,100円・13件であり、平成28年は7,500円・12件です。

旧河辺村は、平成27年、28年ともに事例なしです。

大洲市全体では、平成27年が10,100円・72件、平成28年は11,800円・84件となっています。

なお、大洲市全体のデータ数と各地域のデータ数を合計が一致しない年がありますが、注釈2に記載の「平均値からの増減それぞれが70%を超える事例を除いている」などの事情により生じていますことをご承ください。

また、データ数が5件未満の地域につきましては、「事例なし」とさせていただきます。

本日の定例総会でご承認をいただきましたら、後日、市庁舎前掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページにて情報を提供することも併せて申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この件につきましては農地法第52条の規定により、大洲市ホームページなどによって情報を提供することといたします。

次に、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件につきましては、〇〇委員と△△委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員と△△委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農地係）

議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページをご覧ください。

1番及び2番、新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

8頁をお願いします。

3番、引き続き野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

8頁から9頁に掛けましての4番から8番、引き続き麦・大豆を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

10頁をお願いします。

9番、引き続き麦・大豆を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

10頁から11頁に掛けましての、10番、新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

11番、新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用賃借権を3年間設定しようとするものです。

1 1 頁から 1 2 頁に掛けての 1 2 番及び 1 3 番、新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を 3 年間設定しようとするものです。

1 4 番、引き続き水稻を栽培するため、賃借権を 5 年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、1 4 件・2 8 筆、合計 2 6, 0 0 0 m²。いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇委員と△△委員の入場を許可します。

次に、議案第 1 5 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。

議案第 1 5 号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。

議案書 1 3 ページ並びに別紙議案説明資料の 5 8 ページから 7 2 ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外 2 件でございます。

1 番、豊茂の土地、2 筆、1, 4 8 0 m²の案件は、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから、杉を植林し山林として管理するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

農地区分は、おおむね 3 0 0 m 以内に豊茂連絡所が存する区域内にある農地であることから、第 3 種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

なお、すでに一部に植林されていることから始末書が提出されております。

2 番、河辺町横山の土地、3 筆、2, 6 1 0 m²の案件は、山間部の農地で、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから、クヌギを植林し山林として管理するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご

	<p>審議をお願いいたします。</p> <p>以上、2件、5筆、4, 090㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p>
23番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の58ページから65ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから杉を植林し、山林として管理をしようとしているため、問題ないと思われます。</p> <p>なお、一部、植林をされており、違反転用に関しましては、本人も始末書を提出し大変反省をされております。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は、ほとんど山林に囲まれておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないものと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については止むを得ないものと思われます。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、2番。</p>
29番	<p>2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の66ページから72ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。</p> <p>次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、山間部の農地で、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことからクヌギを植林し山林として管理をしようとしているため、問題ないものと思われます。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきましては、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないものと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については止むを得ないものと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
5番	<p>一番案件についてですが、説明資料によりますと第3種農地とされておりますが、今までは第2種ではなかったかと思うのですが。</p>

事務局（次長）	先程、農地区分の説明がありましたが、おおむね300m以内に豊茂連絡所、いわゆる大洲市の支所がございますので支所の方から300m以内にある農地につきましては、第3種農地とする規定がございますので、その規定に該当しております。連絡所がなければ、委員さんが言われるように第2種農地として扱うこととなる農地でございます。
5 番	はい。分かりました。
議 長（会長）	他にご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑がないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議はございませんか。
委 員	（異議なし）
事務局（次長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり認めることに決定をいたしました。
議 長（会長）	以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
